

議案第35号

基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月2日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

基山町子どもの医療費の助成に関する条例（平成17年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条第3項に次の1号を加える。

(4) 15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（以下「第4号対象者」という。）

第4条に次の1項を加える。

- 3 町長は、第4号対象者が保険医療機関等において入院に係る医療を受け、保険医療機関等ごとに、その1月間の医療費に係る助成対象額が1,000円を超える場合、当該助成対象額から1,000円を控除した額を助成する。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

提案理由

中学校卒業まで（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の入通院に係る医療費としていた助成対象に、高校卒業まで（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の入院に係る医療費を追加するため、基山町子どもの医療費の助成に関する条例を改正する必要がある。

平成28年9月12日原案可決